

社会福祉法人根室恵徳会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、法令又は社会福祉法人根室恵徳会定款に定める会議等に出席した者に対する報酬の支給について、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬を受ける者)

第2条 報酬を受ける者は、社会福祉法人根室恵徳会定款第5条及び第6条並びに第16条に規定する評議員、理事、監事及び評議員選任・解任委員に規定する理事、監事及び評議員並びに評議員選任・解任委員の職にある者とする。

(報酬額)

第3条 前条に規定より支給する報酬の額は次のとおりとする。

日額 5,000 円

(準用)

第4条 第2条に規定するもの以外で、法令の規定又は社会福祉法人根室恵徳会の求めに応じ、証人、公述人、参考人等として出頭し又は参加した者に対しての報酬は法令に特別の定めがあるものを除き、前条の規定を準用する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程の制定により、社会福祉法人根室恵徳会役員等実費弁償規程は、平成28年3月31日廃止する。